

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会に関する公開方法

1. 会議の公開

(1) 委員会、委員会資料及び議事概要は公開するものとする。

ただし、特段の理由があるときには、委員会、委員会資料及び議事概要を非公開とすることができる。

(2) 前項のただし書きの場合においてはその理由を明示し、委員会、委員会資料及び議事概要の全部または一部を非公開とすることができる。

2. 議事概要

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会の議事概要については、事務局が作成するものとする。

3. 公開の方法

(1) 委員会資料及び議事概要は閲覧、インターネットへの掲載によるものとする。

(2) 閲覧場所は、国土交通省北上川下流河川事務所とする。

重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会に関する傍聴規定

1. 重要文化財「石井閘門」保全対策検討委員会は公開とする。
2. 委員会の公開は、委員会の傍聴を認めることにより行うものとする。
3. 委員会の傍聴は、次に定めるところにより実施するものとする。
 - (1) 傍聴人は、一般傍聴人と報道関係者とする。
 - (2) 傍聴席は、一般傍聴人席と報道関係者席に区分するものとする。
 - (3) 一般傍聴人の定員は、会場の状況により委員長が判断するものとする。
 - (4) 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることが出来ない。
 - ① 危険な物を携帯している者
 - ② 張り紙、ビラ、プラカード、のぼりの類を携帯している者
 - ③ 酒気を帯びていると認められる者
 - ④ その他、委員会を妨害または他人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者
 - (5) 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
 - ① 委員会内における言論に対し、拍手その他により公然と可否を表明しないこと。
 - ② 騒ぎ立てるなど、委員会を妨害しないこと。
 - ③ はちまき、腕章の類をするなどの示威的行為をしないこと。
 - ④ 飲食または喫煙をしないこと。
 - ⑤ 他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - ⑥ その他委員会の秩序を乱しまたは議事の妨害となるような行為をしないこと。
 - (6) 傍聴人は、委員会で非公開とする議題があった時は、委員長の指示により速やかに退場しなければならない。
 - (7) 傍聴人は、委員会の傍聴にあたっては、委員長及び事務局の指示に従わなければならない。
 - (8) 委員長は、傍聴人が上記に違反した時は、これを退場させることが出来る。